

道路運送車両法の改正に伴う自動車の輸出通関の際における取扱いについて

平成 16 年 12 月 27 日財関第 1389 号

標記のことについて、別添のとおり、国土交通省自動車交通局長から依頼があったので、平成 17 年 7 月 1 日からこれにより実施されたい。

別添

国自管第 140 号

平成 16 年 12 月 27 日

財務省関税局長殿

国土交通省自動車交通局長

道路運送車両法の改正に伴う自動車の輸出通関の際における取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 89 号）が平成 17 年 1 月 1 日から施行されますが、自動車の輸出通関の際における取扱いについては、下記により実施されますようご協力方お願いします。

記

1. 確認事項等

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定による輸出の許可にあたり、同法第 70 条第 2 項の規定により税関職員が行う「他の法令の規定による条件の具備」の確認については、道路運送車両法（以下「法」という）第 15 条の 2 第 2 項、第 16 条、第 6 項及び第 69 条の 2 第 4 項の規定により、国土交通大臣が交付する輸出抹消仮登録証明書及び輸出予定届出証明書（以下「輸出抹消仮登録証明書等」という）をもって。行うこととされたい。

また輸出抹消仮登録証明書等には有効期限が付されているため当該確認の際には税関における輸出許可に関する審査終了時点において、輸出抹消仮登録証明書等の輸出予定日（証明書有効期間満了日）が到来していないことについても確認されたい。

なお、法第 15 条の 2 第 3 項（第 16 条第 7 項、第 69 条の 2 第 5 項で準用する場合を含む）に規定する輸出の事実の確認については、通関情報処理システムから自動車。登録検査業務電子情報処理システムへ送信される輸出許可情報により行うこととしたいので、当該情報を提供願いたい。

2. 確認の開始時期

上記確認の開始時期は、平成 17 年 7 月 1 日からとされたい。

3. 経過措置期間中の輸出抹消仮登録証明書等の扱い

輸出抹消仮登録証明書等は、自動車の所有者が平成 17 年 7 月 1 日以降に輸出を予定している場合に、申請等に基づき交付される。

この場合において、輸出抹消仮登録証明書等の交付後に、輸出申告日が平成 17 年 6 月 30 日以前に変更となった場合であっても、当該輸出抹消仮登録証明書等は国土交通大臣に返納されない取扱いとなるので留意されたい。

なお、平成 17 年 6 月 30 日以前に輸出を予定していた一時抹消登録証明書の交付を受けた自動車について、輸出申告日が平成 17 年 7 月 1 日以降に変更となった場合は、輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない取扱いになるので留意されたい。